

「指定きたがわ荘通所介護（デイサービス）事業」
（事業所番号 第4572100339号）

運 営 規 程

社会福祉法人豊寿会
きたがわ荘デイサービスセンター

きたがわ荘指定通所介護事業所（デイサービス）運営規程

第1章 総則

（目的）

第1条 社会福祉法人豊寿会が設置運営するきたがわ荘指定通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 指定通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という）、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

第2章 職員及び事務分掌

（職員の区分及び定数）

第3条 通所事業所として次の職員を置く。

- 一 管理者（兼務） 1名
- 二 生活相談員 1名以上
- 三 介護職員 3名以上
- 四 看護職員 1名以上
- 五 機能訓練指導員（兼務） 1名

（職務分掌）

第4条 職務の分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
事業所の業務を統括する。管理者に事故ある時は、あらかじめ定めた職員が職務を代行する。
- 二 生活相談員
利用者のサービス提供、生活指導及びサービスの企画立案、提供に関することに従事する。
- 三 介護職員
利用者へのサービス提供、介護、指導及び援助業務に従事する。
- 四 看護職員
利用者の看護、保健衛生業務に従事する。
- 五 機能訓練指導員
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日）

第5条 営業日は次のとおりとする。

営業日 毎週月曜日から土曜日

（営業時間）

第6条 営業時間は次のとおりとする。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分（サービス提供時間午前9時半～午後3時）

(定員)

第7条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は25名とする。

第4章 指定通所介護の内容及び利用料

(指定通所介護の内容)

第8条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 排泄介助
- 四 相談・援助等の生活指導 レクリエーション
- 五 日常動作訓練
- 六 健康チェック
- 七 送迎

(指定通所介護の利用料)

第9条 指定通所介護の利用料は介護報酬の告示上と同額の利用料とする。

一 法定代理受領サービスである指定通所介護にかかわる利用料（1割負担）と食費に係る自己負担額の合計額とする。

利用料は要介護認定にもとづいて、要介護度1から5までの範囲内で認定を受けた要介護認定によって居宅サービス提供の上限を次のとおり定める。

サービス利用料1日当たり

1.ご契約者の要介護度とサービス料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	5,700	6,730	7,770	8,800	9,840
2.うち、介護保険から給付される金額	5,130	6,057	6,993	7,920	8,856
3.サービス料に係る自己負担額	570	673	777	880	984
4.入浴介助加算I	40				
5.サービス提供体制加算III	6				
6.介護職員処遇改善加算II	55	65	74	83	93
7.食事に係る自己負担額	500				
8.自己負担額合計 (3+4+5+6+7)	1,171	1,284	1,397	1,509	1,623

*送迎がない場合は、片道47円となります。

*2割負担の方は、利用料が2倍になります。

*3割負担の方は、利用料が3倍になります。

二 法定代理受領サービスでない指定通所介護の利用料

前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えたサービス利用料は自己負担とする。

- ①交通費
- ②食費 500円
- ③おむつ代
- ④日常生活等において通常必要であると認められる経費

(利用料等の受領)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定通所介護に係る居宅介護費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように留意する。
- 3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅費用基準額を超える費用
 - 三 食費
 - 四 おむつ代その他通所介護の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
 - 五 前項に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要なるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第5章 事業の実施地域

第11条 指定通所介護を行う実施地域は延岡市内とする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、利用者は体調や周囲の環境等に十分に配慮し、機能訓練指導員等の指導のもとに事故等が起きないように留意するものとする。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明および同意)

第13条 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、通所介護員等の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 指定通所介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

- 第16条 指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第17条 指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、即とも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

- 第18条 指定通所介護の提供に当っては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第19条 指定通所介護を提供するに当っては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

- 第20条 指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 第21条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

- 第22条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

- 第23条 指定通所介護を記録した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービスの額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第24条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第25条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

2 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善に努める。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第26条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第27条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 二 指定通所介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護の当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供する。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスを提供する。

(通所介護計画の作成)

第27条 生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。

- 2 生活相談員は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 4 通所介護職員は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(掲示)

第29条 指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする

(秘密保持等)

第30条 指定通所介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定通所介護事業に従事した職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(通所介護事業所に対する利益供与の禁止)

第31条 指定通所介護事業所又はその従業者は、利用者に対して特定の事業によるサービスを利用

させることの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第32条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した指定通所介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第33条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第8章 緊急時等における対応

(緊急時等における対応方法)

- 第34条 通所介護に当る職員は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第35条 非常災害に備えて、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
火気、消防等については防火管理者を定める。

第10章 虐待防止に関する事項

(虐待防止に関する事項)

- 第36条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11章 その他の運営に関する事項

(勤務体制の確保)

- 第37条 利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護職員の勤務の体制は別に定める。
- 2 通所介護職員の質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

- 第38条 利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。

(衛生管理)

- 第39条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当該指定通所介護を提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

第12章 会計区分及び記録の整備

(会計の区分)

- 第40条 指定通所介護事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第41条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程を一部改定し、平成15年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成17年10月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成18年10月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成19年3月31日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成23年12月13日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成24年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成26年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成27年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成27年12月16日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成30年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、平成30年8月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和1年10月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和2年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和2年5月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和3年4月1日より施行する。
- この規程の一部を改正し令和3年12月16日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和4年10月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和6年4月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和6年6月1日より施行する。
- この規程を一部改定し、令和7年5月1日より施行する。